

伐木作業等の安全対策に係る改正労働安全衛生規則(平成31年2月公布)に基づくガイドラインの改正について

厚生労働省労働基準局安全衛生部 安全課建設安全対策室

## 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の改正(令和2年1月31日基発0131第1号)

### 1 改正の趣旨

- 従来より、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)及び 「チェーンソー による伐木等作業の安全に関するガイドライン」(H27.12.7基発1207第3号。以下「ガイドライン」という
  - <u>。</u>)に基づき、チェーンソーを用いて行う伐木又は造材の作業(以下「伐木等作業」という。)の安全を推進。
- 「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」(H30.3.6公表)を踏まえ、伐木、かかり 木の処理及び造材の作業等における労働災害を防止するため、事業者が講ずべき措置等について、平成31年2 月に**労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第11号。以下「改正省令」という。)**に より、安衛則を改正したところであり、これに伴いガイドラインを改正するもの。



(図1)かかられている 立木の伐倒



(図2)かかり木に激突さ せるためにかかり木 以外の立木の伐倒

## 2 改正の概要

① **改正省令による改正箇所に関係する記載**について、安衛則に基づく安全対策(義務)であることをより明確に示すこと。

(主な安全対策)

- ・安衛則第485条第1項に基づき、労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること。
- ・安衛則第481条第2項に基づき、伐木作業を行うときには、伐倒しようとする立木を中心として、<u>当該立木</u> の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止すること。

(図3)かかっている木の 元玉切り

- かかり木の処理の作業においては、次の(ア)~(オ)に掲げる事項を行ってはならないこと。なお、(ア)及び(イ)については、安衛則第478条第2項により禁止されるものであること。また、(ウ)から(オ)までについても、かかり木の処理の作業を安全に行うものであるとは言い難いことから、実施しないよう確実に指導すること。
- (ア) かかられている木の伐倒(図1)、(イ)かかり木に激突させるためのかかり木以外の立木の伐倒 (浴びせ倒し)(図2)、 (ウ) かかっている木の元玉切り(図3)、(エ)かかっている木の肩担ぎ、(オ)かかり木の枝切り
- ② **伐木等作業における労働災害の防止のための作業計画(作業地の概況、作業の方法、作業の安全対策等)**等の項目を追加す ること。
- ③ 伐木等作業の実態等を踏まえ、伐木等作業における労働災害防止対策その他関連する記載をより適切な表現に改めること。
- ④ <u>「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」</u>(H14.3.28基安安発第0328001号)<u>に係る記載を</u> ガイドラインに明確に示すことにより、伐木等作業の安全を一体的に図ること。

# 「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の改正 (令和2年1月31日基発0131第4号)

# 1 改正の趣旨

- 従来より、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)及び「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(H6.7.18基発461号の3。以下「ガイドライン」という。)を踏まえ、労働災害が発生した時などの緊急時の連絡体制の整備・確立などを図り、被災労働者の早急な救護などを促進。
- 「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」(H30.3.6公表)を踏まえ、車両系木材伐出機械を用いた作業等による労働災害を防止するため、事業者が講ずべき措置等について、平成31年2月に**労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成31年厚生** 労働省令第11号。以下「改正省令」という。)により、安衛則を改正したところであり、これに伴いガイドラインを改正するもの。



### 2 改正の概要

- ① **改正省令による改正箇所に関係する記載**について、安衛則に基づく安全対策(義務)であることを**より明確に示す**こと。
- 安衛則第151条の89第2項(車両系木材伐出機械を用いて行う作業)、第151条の125第2項(林業架線作業)及び第151条の153第2項(簡易林業架線作業)に基づき、各作業の作業計画に示す事項に、それぞれ「労働災害が発生した場合の応急の措置」及び「傷病者の搬送の方法」が追加されたことを踏まえ、ガイドラインにおける記載を改正省令の規定に合わせた。
- ② 山林における通信を取り巻く環境等を踏まえ、林業の作業現場における緊急連絡体制その他関連する規定をより適切な表現に改めること。
  - ・ ガイドラインでは、従来、無線通信(トランシーバーを含む。)による通信を前提にしていたが、昨今の携帯電話の普及状況等を踏まえ、携帯電話等(スマートフォンを含む。)による通信も可能であることを明確にした。

#### 1 改正の趣旨

「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」(平成30年3月6日公表)を踏まえ、伐木、かかり木の処理及び造材の作業における危険並びに車両系木材伐出機械を用いた作業による危険等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について見直しを行う。

#### 2 主な改正の内容

- (1) 伐木の直径等で区分されているチェーンソーによる伐木等の業務の特別教育を統合すること。
- (2) 伐木作業等における危険を防止するために、次の事項を規定すること。
  - ① 伐木作業において、受け口を作るべき立木の対象を胸高直径40cm以上のものから20cm以上に

拡大する等立木を伐倒するときの措置を義務付けること。

- ② 事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定すること。(図1~図3)
- ③ 事業者は、伐木作業において、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこと等を規定すること。
- ④ 事業者に、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付けること。(図4)



(図1)かかり木の処理 (図2)かかられている木の伐倒





(図3)浴びせ倒し

(図4)下肢の切創防止用保護衣

#### 3 施行期日等

- ○公布日 2019 (平成31) 年2月12日
- ○施行日 2019(令和元) 年8月1日(一部の規定\*は公布日、特別教育の部分は2020(令和2)年8月1日)